

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会への寄附に係る税制措置</p> <p>(国税5)(法人税:義、所得税:外)</p> <p>(地方税2)(法人住民税、事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p>(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会(以下、「文化法人」という。)が行う活動に対する寄附について、</p> <p>①個人からの寄附について、税額控除と所得控除との選択制度を導入する</p> <p>②民間企業等からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」とする</p> <p>ため、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>また、法人税について、当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p>
3	担当部局	文化庁長官官房政策課独立行政法人支援室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>文化法人について、寄附金等の自己収入の増大を図ることにより、展示・公演・調査研究等の事業に必要な資金の拡充がなされ、ナショナルセンターとしてふさわしい事業の展開に寄与することを目的としている。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>文化法人は、世界に誇るべき有形・無形の文化的資産を国民共有の財産として、次世代へ確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造し、国内外に発信し、我が国の文化芸術の振興を図ることを目的に設置されており、我が国のナショナルセンターとしても、地方の美術館・博物館・劇場等に対して先導的役割を担い、多角的支援を行うとともに、「国の顔」として世界各国の主要な美術館・博物館・劇場に比肩すべき役割を担っている。</p> <p>また、文化芸術の多様化によるメディア芸術など新たな展示内容・手法による展覧会の開催や、公私立美術館・博物館等から収蔵品の修復等に関する指導助言の要望、また、地方の劇場との連携など、ナショナルセンターとしての取組が期待されている。</p> <p>一方、文化法人は、その公益性の高さから国から運営費交付金の交付を受けるとともに、展覧会や公演を主催し、その入場料収入を主たる自己収入として確保し、活動しているが、運営費交付金は効率化の観点から毎年削減され、文化法人が開催する展覧会や公演の入場料収入等多様な収入により、自己収入を毎年増額することが求められている。</p> <p>加えて、文化法人では、独法化以降、展覧会や公演の入場料収入等の増額や事業の効率化の促進などによる自己収入の有効活用を図ってきたが、展覧会や公演への入場者の増収については、展覧会場や展示作品の維持管理、劇場の客席数などの制約の観点から、これらを毎年度増収し続けることは限界がある。</p> <p>このような厳しい財政事情において、文化法人がナショナルセンターとして引き続き事業を実施し、新たに国内外の美術館等との連携などの事業に取り組むためには、入場料収入などの自己収入の拡充を図ることにより、自立的な事業活動を促進していくことが必要である。</p> <p>また、自民党政務調査会・文化伝統調査会における『国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言』においても、「公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするため、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除との選択制度を導入すること。」と明示されている。</p>

		<p>以上のことから、文化法人がナショナルセンターとしてふさわしい事業を実施し、国内外の文化芸術を牽引していくために、運営費交付金の確実な措置はもとより、民間の活力を活かす一環として、個人や民間企業等から寄附を一層促すための税制面での環境整備が必要とされている。</p> <p>なお、文化法人への寄附税制要望は、我が国の文化芸術への寄附文化の醸成を促進する観点からも有効な政策であると期待できる。</p>	
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>・政策目標 13 文化による心豊かな社会の実現 13-1 文化芸術の振興 13-2 文化財の保存及び活用の充実</p>	
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 文化法人が行う事業の実施、一層の充実。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 文化法人への寄附金による事業の実施状況。(事業によってその事業規模や寄附金必要額が異なるため、事業実施件数などの定量的指標を設置することは困難。)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 文化法人への寄附金が一層確保できることにより、法人の事業実施の促進や充実がなされる。 これにより、ナショナルセンターとしてふさわしい事業が行われ、その効果は法人自身だけでなく、国内外の文化芸術団体等へも波及することから、文化芸術の振興や文化財の保存及び活用の充実に寄与することができる。</p>	
8	有効性等	① 適用数等	<p>国税（平年度） 681 件 地方税（平年度） 181 件</p>
		④ 減収額	<p>国税（平年度） 1.6 百万円 地方税（平年度） 6 百万円</p>
		⑤ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 文化法人への寄附について拡充等がされた場合、自己収入や運営費交付金だけでは賄いきれない事業等に充てられることとなる。 これらの寄附については、例えば、所蔵作品の緊急修理や海外へ流出の恐れがある美術作品や文化財などの購入、文化財の調査研究に必要な研究機器の導入、伝統芸能や現代舞台芸術の公演や人材養成等、具体的な寄附の募集目的を明示し、民間からの寄附を促進すると同時に、寄附により事業を一層充実させることができる。</p> <p>これにより、展覧会の充実や、所蔵作品の国内外美術館等への貸与、文化財の調査における修理技術等の新たな発見、伝統芸能の後継者の確実な確保、現代舞台芸術の実演家の養成など、文化法人の事業の充実が図られる。併せて、国民への鑑賞貴会の拡充、国内外に存在する我が国の文化財の修理等の促進、伝統芸能や現代舞台芸術の発信など、国内外へ様々な効果をもたらし、ナショナルセンターとしての役割を一層担うことが期待される。 ただし、文化芸術における様々な効果の出現には、相当の時間を要することから、短期間での効果測定は困難である。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>文化法人への寄附の拡充等がされた場合、現在、自己収入の確保等が困難なため実施が先送りされてきたり、内容の一部省略を余儀なくされたりしてきた事業が、実施または充実されることになる。</p> <p>なお、文化法人においては、毎年入場料等の自己収入予算の増額が求められているが、事業の性格からこの対応についても限界となっており、今後も現在の事業規模を確保していくためには、寄附金収入も重要な財源となる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>文化法人における自己収入の一部を確保することが困難となり、事業内容の一部省略や延長となる可能性がある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>文化法人への寄附を促進する措置をとることにより、ナショナルセンターとしての充実の他に、国民や民間企業等に対して、寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できる。</p> <p>また、寄附文化の醸成が促進されることにより、今まで文化芸術に興味がなかった国民や民間団体が、寄附をきっかけに、新たに文化芸術活動への参加や寄附など、文化芸術活動に関連する消費活動の活性化が図られることから、税込減以上の効果が期待できる。</p>
9	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>⑥ 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>文化法人への寄附を促進することにより、独立行政法人のインセンティブの一つとして機能強化の実現、我が国の寄附文化の醸成の促進などの効果が期待できることから、妥当な措置である。</p> <p>—</p> <p>我が国の文化芸術への寄附文化の醸成が促進されることによって、民間企業等が、文化法人への寄附を通じて、地域への文化芸術関係団体等へのメセナ活動への積極的な関与が期待され、地域の文化芸術団体の活性化や地方公共団体の文化芸術施策の充実等が期待できる。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—